八代市監査委員公告第　４　号

地方自治法第１９９条第１２項の規定に基づき、定期監査の結果に対する措置状況報告書を、別紙のとおり公表します。

平成２７年４月２２日

八代市監査委員　　江　﨑　　眞　通
八代市監査委員　　藤　﨑　　智
八代市監査委員　　上　村　　哲　三

定期監査結果に対する
措置状況報告書

（平成 27 年 4 月）

八代市監査委員

定期監査結果に対する措置状況報告書（平成２７年４月）

監査実施期間　平成 25 年 11 月 6 日　～　平成 25 年 11 月 14 日

対象課　　建築住宅課　　措置(改善報告書提出)日　H27.3.12

指摘事項	措置（改善）内容
1　歳入歳出外現金である市営住宅敷金について、台帳上の敷金合計金額と財務上の合計金額に差額が生じていた。 市営住宅敷金は、入居者からの預かり金であるため、差額について早急に確認を行うとともに、今後の管理方法について検討していただきたい。	1　市営住宅敷金について、入退去状況等を確認したところ、還付不要となった敷金等があったため、台帳金額より財務上の金額が多くなっていることがわかりました。そのため、差額について、一般会計に繰り入れました。 今後は、還付不要の敷金等が発生した場合、一般会計に随時繰り入れることとします。 また、入退去時の敷金等の取り扱い事務が確実に処理されているか、複数確認を行い、年度ごとに財務上と台帳上の敷金合計額を確認するなど、課全体でチェック体制を整え、敷金の管理を適正に行うこととします。 なお、敷金等が還付不要となった理由は、退去時において、退去者が費用を負担すべき修繕等を市が行い、その費用に敷金等を充てるという考えに則ったものです。

監査実施期間　平成 26 年 1 月 21 日　～　平成 26 年 1 月 29 日

対象課　　教育総務課　　措置(改善報告書提出)日　H27.2.25

指摘事項	措置（改善）内容
1　八代市私立幼稚園就園奨励費補助金において、同補助金交付要綱に沿った事務取扱がなされず、幼稚園設置者を通して補助金が保護者に支給されていた。 補助金交付にあたっては、事務手続きの透明性確保のため、要綱等の規定に沿って事務を行わなければならない。 八代市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱と事務処理に差異が生じないよう、検討していただきたい。	1　国が示した、本事業担当者用の手引き資料中の「幼稚園就園奨励事業のしくみ」に、「各市町村で採用されている実施方法」として、 (例 1)　市町村が保護者に直接減免額を給付する場合 (例 2)　市町村が幼稚園に資金(補助金)を交付して減免事業を実施する場合 (注)　幼稚園が入園料・保育料を徴収しないことにより相殺するケースもあり　との記載があります。 この場合、八代市では、(例 1)は公立幼稚園、(例 2)は私立幼稚園で採用しています。 さらに、「減免(給付)額の交付に関する留意事項」には、「減免(給付)額の交付は、市町村から保護者へ直接振り込む方法や、例示のように各々の幼稚園に委託する方法など様々です」との記載もあることから、この事業に関しては、「減免」＝「補助金交付」という捉え方に間違いはなく、本市の交付要綱第 1 条と第 2 条の「設置者が保育料等の減免をする場合」という記載は、「設置者が保育料等の補助をする場合」ということと同様であると判断できます。よって今回指摘された事項は、要綱等の規定に沿って事務は行われているとして、改善及び検討の必要はないと考えられます。 しかし今回の定期監査で指摘を受けた事を踏まえ、今後も事務処理に関しては間違いのないようすすめていきます。

監査実施期間　平成 26 年 4 月 21 日　～　平成 26 年 5 月 15 日

対象課　　泉支所市民福祉課　　措置(改善報告書提出)日　H27.3.27

指摘事項	措置（改善）内容
1　下岳診療所に併設される住宅について、医師から使用料が徴されていた。 　使用料は条例の規定に基づき徴されるべきものであるが、八代市立下岳診療所条例には使用料が規定されていない。 　規定に基づく徴収となるよう、条例整備を行っていただきたい。	1　指摘のあった下岳診療所使用料については、平成２７年３月定例議会により条例の規定を定めました。
2　診療所診療報酬等精算報告書について、金額が記入されていないもの、金額が誤っているもの、修正テープで修正しているもの、決裁がないものなどが散見された。 　報告書内容について、内部のチェック体制の強化を図り、適正な事務に留意していただきたい。	2　指摘のあった診療所診療報酬精算報告書については、内容等を良く精査し記載ミスが無いように、診療所の事務処理を行う者へ指導を行ったとともに、平成２６年８月より導入した新規コンピュータシステムより出力した集計表などの書類等でも内容を確認し、適正な事務処理を実施しております。

監査実施期間　平成 26 年 5 月 20 日　～　平成 26 年 6 月 20 日

対象課　　鏡支所健康福祉課　　措置(改善報告書提出)日　H27.3.19

指摘事項	措置（改善）内容
1　指定管理施設である鏡地域福祉センターにおいて、八代市鏡地域福祉センター条例に規定されていない使用料が徴されているものがあった。 　使用料の減免または変更を行おうするときは、協定書に基づき市の承認を得ることが必要である。 　協定書等に基づき適正な管理運営が行われるよう、指定管理者への指導監督を徹底していただきたい。	1　指摘のあった使用料の減免または変更については、協定書に基づき事前に市の承認を得るように改善しました。今後は、協定書に基づき適正な管理運営が行われるよう、指定管理者と緊密に連携をはかり、指導監督を徹底します。

監査実施期間　平成 26 年 10 月 16 日　～　平成 26 年 11 月 11 日

対象課　　市民課　　措置(改善報告書提出)日　H27.3.19

指摘事項	措置（改善）内容
1　住民票等の郵便請求において、請求書類の不備や同封された小為替等の料金不足などで保留になるものがあるが、保留後に適切な対応がなされず、長期間（３ヶ月以上）保管されているものが見られた。 　請求に対しては速やかに必要な処理を行うべきである。また、課内で金券である小為替及び切手を長期間保管することも避けなければならない。 　請求書類の不備や料金不足があった場合の保留案件の取り扱いについて、管理体制を整え、事務を適時適正に行うようにしていただきたい。	1　保留分については、担当を定め、毎日確認し進行管理を行うこととしました。 　また、相手側より電話連絡・文書連絡で返答がないものについては保存期限を最大 1 ヶ月とし、それ以降は、通知とともに相手側に返送するようにし、長期間保管をしないように事務処理を改め、適切な事務の遂行に努めて参ります。

監査実施期間　平成 27 年 1 月 6 日　～　平成 27 年 2 月 4 日

対象課　　国保ねんきん課　　措置(改善報告書提出)日　H27.3.27

指摘事項	措置（改善）内容
1　過誤払による返還金について、個人ごとの台帳や全体の一覧表が作成されていないなど、債権管理及び収納確認が適正に行われていないものが見られた。 　適正な債権管理を行うために台帳等の記録整備を行うとともに、八代市有財産取扱規則に基づき、督促状を発送し、債権保全のため文書による債務の承認を得るなど、適時適正な対応を行っていただきたい。 　それらの手続きを十分に行わないまま、時効期間の経過により、安易に不納欠損処分をすることがないようにしていただきたい。	1　過誤払による返還金について、個人ごとの台帳を作成したので、その台帳を元に債権管理、収納確認を適切に行っていきます。 　個人債権台帳を作成しましたので、適宜督促状を発送するなど八代市有財産取扱規則に基づく適切な債権の管理に努めます。 「国保ねんきん課で発生する債権の取扱い基準」を定めましたので、不納欠損等の手続きを基準に沿って進めます。

監査実施期間　平成 27 年 1 月 6 日　～　平成 27 年 2 月 4 日

対象課　　はつらつ健康課　　措置(改善報告書提出)日　H27.3.24

指摘事項	措置（改善）内容
1　八代市食生活改善推進事業補助金では、団体運営補助が行われていたが、八代市食生活改善推進員協議会活動補助金交付要領は事業補助の形式で作成されていた。 　各種補助金の交付に当たっては、補助金の公益性や必要性を考慮するとともに、補助の性質・態様を理解した上で事業補助と団体補助の区別を行う必要がある。 　補助金の内容を精査し、要領等に基づき補助金交付事務が行われるよう見直していただきたい。	1　指摘のあった八代市食生活改善推進員協議会活動補助金交付要領については、八代市食生活改善推進員協議会の運営を補助するための補助金であるため、平成２７年４月１日から八代市食生活改善推進員協議会運営補助金交付要領を改正します。（専決済）